

大口町告示第33号

大口町自殺対策推進実務者会議設置要綱を次のように定める。

令和5年3月28日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町自殺対策推進実務者会議設置要綱

### (設置)

第1条 大口町障がい福祉調整会議の下部組織として大口町自殺対策推進実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 実務者会議は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、大口町自殺対策計画を大口町障がい調整会議で策定し、総合的かつ効果的に自殺対策の推進を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 実務者会議は、次に掲げる事務を掌握するものとする。

- (1) 大口町自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関する普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

### (組織)

第4条 実務者会議は、実際に活動する実務者により構成するものとし、当該構成員は別表に掲げる関係機関の職員とする。

### (会議)

第5条 実務者会議は、必要に応じ健康福祉部長が招集する。

- 2 実務者会議において必要があると認めるときは、実務者会議の当該構成員以外の者に出席を求めその意見及び説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

### (書面審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部長は会議を招集する時間的余裕がないと認める場合その他やむを得ない場合は、書面を構成員に回付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶務)

第7条 実務者会議の庶務は、健康福祉部長寿ふくし課において処理する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議において定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 別表（第4条関係）

部名	課名
総務部	税務課
	政策推進課
地域協働部	地域協働課
	町民安全課
まちづくり部	企業支援課
健康福祉部	戸籍保険課
	健康課
	こども課
	長寿ふくし課
教育委員会	学校教育課
	生涯学習課
	図書館
愛知県江南警察署	生活安全課
愛知県江南保健所	健康支援課